

岡山県立都市公園施設命名権者募集要項 (岡山県総合グラウンド体育館)

岡山県総合グラウンド体育館について、次のとおり愛称の命名権者を募集します。

1 対象施設、命名権料等

施設名	命名権料	契約期間
岡山県総合グラウンド体育館 岡山市北区いずみ町2-1	年額 500万円以上	3年以上5年以内

- ※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。
- ※ 契約期間は、令和7年10月1日から年単位に限ります。
- ※ 契約金の納付は年度ごととし、納付時期は各年度当初とします。なお、初年度及び最終年度については、契約期間（月数）に応じて金額を按分します。
- ※ 対象施設の概要は、別紙1のとおりです。

<参考>

○県総合グラウンド体育館

- ・命名権料：令和2年10月1日～令和7年9月30日 年額809.2万円（税抜き）
平成27年10月1日～令和2年9月30日 年額555万円（税抜き）
- ・年間利用者数（過去2年平均・観客を含む）：284,879人
- ・年間利用日数（過去2年平均）：355日

2 命名権の内容

対象施設に、法人名、商品名等を含んだ愛称を付けることができます。
(条例上の施設名称を変更するものではありません。)

3 命名条件

- (1) 公共施設にふさわしい愛称とし、岡山県広告取扱要綱第4条に規定する内容の名称は除きます。
- (2) 愛称に「アリーナ」の文字を必ず入れることとします。
- (3) 原則として15文字以内の呼びやすい愛称としてください。
- (4) 契約期間中における愛称の変更はできません。

4 命名権者への特典

命名権者には、命名権の他に、次の特典を付与します。

付随する特典の内容
・施設ホームページへのバナー広告の掲載 ・命名権料が当該施設の整備等に要する経費に充当されている旨を施設ホームページやパンフレット等へ掲載 ・当該施設の会議室の平日無償使用 (事前申込みが必要となります。また、冷暖房費は、別途ご負担いただきます。)

5 応募資格

- (1) 法人とします。ただし、公共法人及び公益法人等(※)を除きます。
上記に該当する複数の法人で構成されるグループでの応募も可能です。
- (2) 次のいずれにも該当しない者とします。
 - ア 国税又は地方税を滞納している者
 - イ 岡山県広告取扱基準第3に規定する規制業種又は事業者
 - ウ その他、命名権を取得することが適当でないと県が認める者

※ 「公共法人」とは、法人税法別表第1に掲げる法人のことを指します。

※ 「公益法人等」とは、法人税法別表第2に掲げる法人のことを指します。

6 費用負担

- (1) 敷地内サインの取替
対象施設の建物・敷地内におけるサイン（愛称看板）の設置にかかる設計費、工事費、維持管理費及び愛称使用期間終了後の原状回復に要する費用については、命名権者の負担とします。
施設サインのデザインは当該施設や周囲の景観と調和を図るため、施工前に県と協議し、県の同意を得る必要があります。
また、サインの変更に当たっては、岡山市の屋外広告物に関する条例に基づく許可等が必要となる場合があります。
- (2) その他
ホームページ及びパンフレットに記載されている名称は、県又は指定管理者の負担で修正します。

7 新愛称使用開始予定日

令和7年10月1日（水）

8 選定方法等

- (1) 選定方法・選定基準
県が設置する都市公園施設ネーミングライツ選定委員会において、応募内容を審査して命名権者候補を選定します。（選定基準は、別紙2のとおり）
ただし、応募に適当な者がなかった場合には、命名権者を決定しないことがあります。
- (2) 選定結果の通知
選定後、令和7年7月18日（金）までに、すべての応募者に文書で通知します。

9 申込方法

- (1) 申込書受付期間
令和7年4月25日（金）から同年6月9日（月）午後5時まで
持参の場合には、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付します。
郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便、その他

これに準じる方法に限る。) による場合には、期間内必着とします。

(2) 提出方法

申込書の提出は、持参とします。ただし、申込書の持参が困難な場合は、受領期限までに、郵送等により提出することも可能とします。

(3) 提出書類 (原本1部)

ア 申込書 (様式1)

イ 法人概要及び直近3年の決算状況がわかる書類 (決算報告書等)

なお、岡山県内に事業所等がある場合は、事業所の概要 (従業員数等) も添付してください。

ウ 一般社団法人及び一般財団法人にあっては、法人税法第2条に定める普通法人であることがわかるもの

- ・都道府県税事務所に提出した法人設立届の写し
- ・法人設立後に非営利型法人と普通法人の区分の変更があった場合は、その際の法人の異動・変更届の写し 等

エ 登記事項証明書

オ 「都道府県税の滞納がないこと」の証明書

- ・岡山県内に事業所等がある場合は、岡山県税の完納証明書
- ・岡山県内に事業所等がない場合は、本社本店等主たる事業所 (以下「本社等」という。) の所在地の都道府県税の完納証明書

なお、完納証明書が発行されない都道府県については、直近事業年度の法人 (都道府) 県民税と法人事業税の納税証明書を提出してください。

カ 「市町村税の滞納がないこと」の証明書

- ・岡山県内に本社等がある場合は、本社等の所在地の市町村税の完納証明書
- ・岡山県内に事業所等がある場合は、県内の主たる事業所等所在地の市町村税の完納証明書

なお、完納証明書が発行されない市町村については、直近一年間分のすべての税目についての納税証明書を提出してください。また、岡山県内に事業所等がなく、県内市町村に納税義務のない場合、提出は不要です。

キ 「国税の滞納がないこと」の証明書

- ・本社等の所在地を所管する税務署長が発行する国税の完納証明書 (その3の3) (法人税と消費税及び地方消費税の完納証明書)

ク 情報公開をはじめコンプライアンスに対する適正な取組が行われていること
のわかる、法人内の管理体制やルール等の整備状況等がわかる資料

ケ 役員名簿 (様式2-1)

コ 暴力団の排除に係る誓約書 (様式2-2)

サ 委任状 (様式3) (広告代理店を通じて申し込む場合、本社等の代理で支社長が申し込む場合等)

シ その他法人の概要がわかるパンフレット等を添付してください。

※ エ〜サについては、応募日前3ヶ月以内のものを提出してください。また、イ〜クについては、鮮明なものであれば、コピーでも構いません。

(4) 提出先 (担当課)

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館6階

岡山県土木部都市局都市計画課 都市公園班

電 話 (086) 226-7490

F A X (086) 226-0273

メール tosikei@pref.okayama.lg.jp

(5) 申込に当たっての留意事項

- ア 応募に当たり必要な経費は、全額応募者でご負担ください。
- イ 提出された書類は、県が特に指示する場合を除き、提出後の訂正・差し替え・追加等は受け付けません。
- ウ 提出書類は、本募集の審査以外の目的で使用しません。
- エ 提出書類は、返却しません。
- オ 提出書類は、岡山県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
ただし、個人情報及び企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報は非公開とします。

10 質問の受付

募集要項に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年4月25日（金）から同年5月23日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

(2) 受付方法

9（4）の担当課に電話連絡の上、質問書（様式4）により、電子メール又はFAXにより提出してください。

(3) 回答予定

令和7年5月29日（木）までに、岡山県ホームページに随時掲載します。
なお、この回答は本募集要項の追加又は修正とみなします。

11 契約の解除

契約締結後、命名権者が応募資格を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他命名権者とするのが適当でないと認められるときは、県は契約を解除できることとします。

この契約解除に伴うサイン（愛称看板）の原状回復等に必要な費用は、命名権者の負担とします。

なお、契約を解除した場合、違約金として、命名権料総額（一部が納付されているときはその額を控除した額）の10%に相当する額の支払いを求めるものとします。この場合、納付済みの命名権料は返還しません。

12 その他

この募集要項に記載のない事項については、岡山県広告取扱要綱及び岡山県広告取扱基準に従って取り扱います。